

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月13日
【四半期会計期間】	第55期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）
【会社名】	株式会社オリエントコーポレーション
【英訳名】	Orient Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 齋藤 雅之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町5丁目2番地1
【電話番号】	(03)5877-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 二又 英一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町5丁目2番地1
【電話番号】	(03)5877-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 二又 英一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社オリエントコーポレーションさいたま支店 （さいたま市浦和区高砂1丁目13番4号） 株式会社オリエントコーポレーション千葉支店 （千葉市中央区新田町1番1号） 株式会社オリエントコーポレーション横浜支店 （横浜市中区太田町1丁目8番地） 株式会社オリエントコーポレーション名古屋支店 （名古屋市中区栄2丁目1番1号） 株式会社オリエントコーポレーション大阪支店 （大阪市中央区本町3丁目5番7号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第54期 第2四半期連結 累計期間	第55期 第2四半期連結 累計期間	第54期
会計期間		自平成25年4月1日 至平成25年9月30日	自平成26年4月1日 至平成26年9月30日	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日
営業収益	(百万円)	101,947	101,552	207,546
経常利益	(百万円)	15,827	11,642	26,747
四半期(当期)純利益	(百万円)	14,200	11,916	22,699
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	14,957	13,594	24,599
純資産額	(百万円)	212,768	241,470	225,804
総資産額	(百万円)	4,590,412	4,830,771	4,776,000
1株当たり四半期(当期)純利益 金額	(円)	18.74	15.00	29.35
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	8.26	6.93	13.21
自己資本比率	(%)	4.6	5.0	4.7
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	15,675	17,719	34,756
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	20,537	6,363	30,417
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	15,916	24,307	36,474
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高	(百万円)	98,972	122,932	123,131

回次		第54期 第2四半期連結 会計期間	第55期 第2四半期連結 会計期間
会計期間		自平成25年7月1日 至平成25年9月30日	自平成26年7月1日 至平成26年9月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	7.91	3.93

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 営業収益は、消費税等を除いて表示しております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、高水準な公共投資や金融緩和が継続するなか企業の業況感は総じて良好な水準を維持し労働需給も着実に改善している一方、実質消費支出は前年比マイナスが継続するなど、消費増税後の消費回復にはやや鈍さが残る状況となりました。

このような状況のなか、当社におきましてはこれまで進めてきた基幹事業の強化による収益拡大と生産性向上によるコスト削減により収益力は着実に高まっており、3ヵ年の中期経営計画の最終年度にあたる当期は、高位安定した収益力の持続に向けて基幹事業への取組みをより一層強化するとともに、事業領域拡大に向けた既存事業周辺の成長分野へのチャレンジも加速しております。

当第2四半期連結累計期間の業績につきましては、以下のとおりであります。

営業収益につきましては、ほぼ前年並みの前年同期比3億円減の1,015億円となりました。

融資収益は残高の減少等により引き続き減収となったものの、融資以外の事業収益の増収により打ち返し事業収益は前年を上回りましたが、営業収益は微減となりました。これは、前年に計上したグループ会社の不動産売却取引の剥落によるものであります。

事業別の状況につきましては、個品割賦事業のオートローンでは、取扱高は前年を上回り増収、ショッピングクレジットにおきましても取扱高は増加し増収となりました。

カード・融資事業につきましては、融資は引き続き減収となりましたが、カードショッピングの取扱高は堅調に推移しており、カードショッピングリボ残高も引き続き増加し増収となりました。

銀行保証事業では、取扱高及び保証残高は引き続き増加し増収となりました。

なお、詳細につきましては「(2) 主な事業の状況」に記載しております。

営業費用につきましては、前年同期比37億円増の899億円となりました。

一般経費につきましてはコスト削減に努めたことにより減少、貸倒引当金繰入額につきましても減少となりました。一方、過払金返還額及び足許の返還状況等を踏まえ利息返還損失引当金を71億円繰り入れた結果、営業費用全体では増加となりました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、経常利益は前年同期比41億円減の116億円、四半期純利益は前年同期比22億円減の119億円となりました。

(2) 主な事業の状況

事業収益は982億円（前年同期比0.9%増）であり、以下に記載しております。

（参考資料）事業収益の事業別内訳

事業	前第2四半期連結累計期間	当第2四半期連結累計期間	前年同期比
	金額（億円）	金額（億円）	増減率（％）
個品割賦	399	416	4.3
カード・融資 （内、カードショッピング）	354 (184)	345 (200)	2.4 (8.9)
銀行保証	150	156	3.9
その他	70	64	8.5
計	974	982	0.9

個品割賦事業

個品割賦事業におきましては、成長チャネルへの推進徹底やWebを活用した多彩な商品の提供などによるお客さまの利便性向上にも注力してまいりました。

オートローンにつきましては、輸入車マーケットにおいて消費増税前の駆け込み需要の反動減の影響が見られましたが、国産車マーケットにおける影響は概ね想定した範囲内に留まり、新車ディーラーへの取組みをさらに強化したことから取扱高は前年を上回り増収となりました。

ショッピングクレジットにつきましては、太陽光発電システム販売の補助金終了による影響等もあり住宅リフォーム分野の取扱高は減少しましたが、重点分野である学費は新規提携校数の拡大をはじめ既存提携校への利用促進策強化や保護者向けダイレクトプロモーションが功を奏し取扱高は前年を上回り、また推進を強化してきた売掛金決済保証や家賃収納保証等の決済系商品も引き続き順調に推移したことにより、ショッピングクレジット全体の取扱高は増加し増収となりました。

この結果、個品割賦事業の事業収益は、416億円（前年同期比4.3%増）となりました。

カード・融資事業

カードショッピングにつきましては、大型提携先への利用促進施策の推進を継続するとともに、顧客セグメントに基づく各種プロモーションによる利用促進に努めたこと等により取扱高は前年を上回りました。

また、ご利用後に返済方法をリボ払いに変更できる「あとリボ」サービスや、一度のお申込みでそれ以降のお支払が自動的にリボ払いとなる「マイ月リボ」サービスの利用登録の推進により、カードショッピングリボ残高も順調に増加し増収となりました。

新規のカード発行につきましては、ポイント還元率を高めた「Orico Card THE POINT」をはじめ、海外への出張や旅行の頻度が高いお客さまのニーズに応えるゴールドカード「Orico Card THE WORLD」の募集を開始いたしました。なお、これらのカードは「iD」及び「QUICPay」を搭載しており小額決済での利便性向上にも注力しております。このようにお客さまにとって付加価値の高いクレジットカードの発行に努め、新規会員の拡大にも取り組んでまいりました。

融資につきましては、引き続き残高が減少し減収となりましたが、既存会員データの分析により利用状況に応じた顧客セグメント毎のプロモーションにさらに注力するなど、取扱高増加に向けた取組みに努めております。

これらの結果、カードショッピングの事業収益は、200億円（前年同期比8.9%増）となりましたが、融資の事業収益は145億円（前年同期比14.7%減）となり、カード・融資事業全体の事業収益といたしましては、345億円（前年同期比2.4%減）となりました。

銀行保証事業

銀行保証事業につきましては、既存提携先である金融機関毎のニーズに合わせた商品リニューアルや効果的なローン拡販施策等の総合提案に一層注力してまいりました。これらの取組深耕策の継続により、提携金融機関との関係強化がさらに進展しており取扱高が増加するとともに保証残高も引き続き増加し増収となりました。

この結果、銀行保証事業における事業収益は、156億円（前年同期比3.9%増）となりました。

その他事業

日本債権回収株式会社等のサービサー会社2社をはじめ、情報処理サービスや各種業務代行等のクレジット関連業務を中心とするグループ会社各社は、引き続きグループ内での連携強化による営業基盤の拡充とともに、経営効率化やガバナンス強化に努めるなど、堅実な事業展開を図っております。

なお、平成26年2月に当社グループ会社が保有する株式会社OCモバイルの全株式を株式会社ベルパークに譲渡しております。（事業収益の剥落による前年同期比への影響は約7億円）

これらの結果、その他事業における事業収益は、64億円（前年同期比8.5%減）となりました。

(3) 財政状態の分析

資産の状況につきまして、資産合計は前連結会計年度の4兆7,760億円から547億円増加し、4兆8,307億円となりました。これは主に、信用保証割賦売掛金が増加したことによるものであります。

負債の状況につきまして、負債合計は前連結会計年度の4兆5,501億円から391億円増加し、4兆5,893億円となりました。これは主に、信用保証買掛金が増加したことによるものであります。

また、純資産につきましては、前連結会計年度の2,258億円から156億円増加し、2,414億円となりました。これは主に、利益剰余金が増加したことによるものであります。

(4) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物の残高は、1,229億円となりました。

各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間の営業活動による資金の増加は、177億円（前年同期比333億円の収入増）となりました。

これは、主に税金等調整前四半期純利益によるものであります。

また、当第2四半期連結累計期間において債権流動化により調達した資金は、1,809億円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間の投資活動による資金の増加は、63億円（前年同期比269億円の収入増）となりました。

これは、主に定期預金の払戻によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間の財務活動による資金の減少は、243億円（前年同期比83億円の支出増）となりました。

これは、主に長期借入金の返済及びコマーシャル・ペーパーの償還によるものであります。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

記載すべき事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,825,000,000
I種優先株式	140,000,000
J種優先株式	150,000,000
計	2,115,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成26年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	816,193,418	816,193,418	東京証券取引所 市場第一部	(注)3,4,5
第一回I種優先株式	140,000,000	140,000,000	非上場・非登録	(注)4,5,6,9
第一回J種優先株式 (注)1	126,240,000	126,240,000	同上	(注)2,4,5,7,8
計	1,082,433,418	1,082,433,418	-	-

(注)1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2. 第一回J種優先株式(以下「J種優先株式」という。)は、普通株式への転換を請求する権利を有し、その交付価額は株価の下落により下方修正され交付する普通株式数は増加します。なお、交付価額の下方修正には下限があり、提出日現在の交付価額は下限交付価額である140円に修正されております。詳細につきましては、(注)7(4)に記載しております。

3. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、議決権を有しております。

4. 当社の株式の単元株式数は、普通株式が100株、第一回I種優先株式(以下「I種優先株式」という。)及びJ種優先株式は1,000株であります。普通株式は平成19年6月4日に2株を1株にする株式併合を行い、普通株主の権利に変動が生じないように、株式併合の効力発生と同時に1,000株から500株に変更した後、全国証券取引所が公表しました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成25年10月1日に単元株式数を500株から100株に変更したものであります。

また、I種優先株式及びJ種優先株式は議決権を有しないこととしております。これは、資本の増強にあたり既存株主への影響を考慮したためであります。

5. 当社におけるすべての種類株式について、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

6. I種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先株主配当金

優先配当金の額

当社は平成22年4月1日(但し、同日に開始する事業年度以前の事業年度において剰余金の配当を行うときは、当該事業年度の初日とする。以下「優先配当開始事業年度初日」という。)以降、剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されたI種優先株式を有する株主(以下「I種優先株主」という。)又はI種優先株式の登録株式質権者(以下「I種登録株式質権者」という。)に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、I種優先株式1株当たり、I種優先株式1株当たりの払込金額(1,000円)に、それぞれの事業年度ごとに下記に定める年率(以下「I種配当年率」という。)を乗じて算出した額の配当金(以下「I種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該事業年度において後記に定めるI種優先中間配当金を支払ったときは、当該I種優先中間配当金を控除した額とする。

I種配当年率は、優先配当開始事業年度初日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度について、以下に掲げる事業年度の区分に応じて、対応する各算式により計算される年率とする。

平成29年3月31日までに終了する事業年度：I種配当年率 = 日本円TIBOR（6ヵ月物）+ 1.00%

平成30年3月31日に終了する事業年度：I種配当年率 = 日本円TIBOR（6ヵ月物）+ 1.00% ×
122 ÷ 365 + 2.75% × 243 ÷ 365

平成30年4月1日以降に終了する事業年度：I種配当年率 = 日本円TIBOR（6ヵ月物）+ 2.75%

・年率修正日は、優先配当開始事業年度初日以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

・日本円TIBOR（6ヵ月物）は、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）及びその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の2時点において、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として公表される数値の平均値を指すものとする。

優先中間配当金の額

当社は、優先配当開始事業年度初日以降、中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録されたI種優先株主又はI種登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、I種優先株式1株につき各事業年度におけるI種優先配当金の2分の1の額の金銭（以下「I種優先中間配当金」という。）を支払う。但し、平成30年3月31日に終了する事業年度におけるI種優先中間配当金の額は、I種優先株式1株当たりの払込金額（1,000円）に、当該事業年度にかかる日本円TIBOR（6ヵ月物）の2分の1に0.7938%を加えた比率を乗じて算出した額とする。

非累積条項

ある事業年度においてI種優先株主又はI種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がI種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

参加条項

I種優先配当金が支払われた後に分配可能額があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、I種優先配当金（I種優先中間配当金を含む。）と1株につき同額に至るまで剰余金の配当（中間配当を含む。）を行うことができ、さらに分配可能額について剰余金の配当（中間配当を含む。）を行うときは、I種優先株主又はI種登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1株につき同額の配当財産を交付する。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、I種優先株主又はI種登録株式質権者に対し普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、I種優先株式1株につき1,000円を支払う。I種優先株主又はI種登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

I種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 強制取得

当社は、いつでも種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとし、種優先株式を取得するのと引換えに、後記に定める額の金銭を交付するものとする。種優先株式の一部を取得する場合、取得される株式は按分比例により決定する。

種優先株式の取得と引換えに交付する金銭の額は、1株につき1,050円に、優先配当開始事業年度初日以降は取得日の属する事業年度における種優先配当金の額を当該事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割計算した額（但し、取得日が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の日である場合には以下に定める修正加算額とする。）を加算した額とする。但し、取得日の属する事業年度において種優先中間配当金を既に支払ったときは、その額を控除した金額とする。

修正加算額 = I種優先株式1株当たりの払込金額（1,000円）×（a1 × b ÷ 365 + a2 × c ÷ 365）

なお、上記算式における各記号は以下の意味を有する。

a1 = 平成30年3月31日に終了する事業年度にかかる日本円TIBOR（6ヵ月物）+ 1.00%

b = 平成29年4月1日から取得日までの日数（平成29年4月1日及び取得日を含む。但し、平成29年8月1日以降の日数を除く。）

a2 = 平成30年3月31日に終了する事業年度にかかる日本円TIBOR（6ヵ月物）+ 2.75%

c = 平成29年8月1日から取得日までの日数（平成29年8月1日及び取得日を含む。但し、取得日が平成29年7月31日以前の場合には、零とする。）

(5) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、I種優先株式について株式の併合、分割又は無償割当ては行わない。当社はI種優先株主には、募集株式、募集新株予約権又は募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

(6) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金及び優先中間配当金の支払順位並びに残余財産の分配順位は、同順位とする。

7. J種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先株主配当金

優先配当金の額

当社は優先配当開始事業年度初日以降、剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されたJ種優先株式を有する株主（以下「J種優先株主」という。）又はJ種優先株式の登録株式質権者（以下「J種登録株式質権者」という。）に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、J種優先株式1株当たり、J種優先株式1株当たりの払込金額（1,000円）に、それぞれの事業年度ごとに下記に定める年率（以下「J種配当年率」という。）を乗じて算出した額の配当金（以下「J種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該事業年度において後記に定めるJ種優先中間配当金を支払ったときは、当該J種優先中間配当金を控除した額とする。J種配当年率は、優先配当開始事業年度初日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

J種配当年率 = 日本円TIBOR（6ヵ月物） + 1.00%

・年率修正日は、優先配当開始事業年度初日以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

・日本円TIBOR（6ヵ月物）は、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）及びその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の2時点において、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として公表される数値の平均値を指すものとする。

優先中間配当金の額

当社は、優先配当開始事業年度初日以降、中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録されたJ種優先株主又はJ種登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、J種優先株式1株につき各事業年度におけるJ種優先配当金の2分の1の額の金銭（以下「J種優先中間配当金」という。）を支払う。

非累積条項

ある事業年度においてJ種優先株主又はJ種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がJ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

参加条項

J種優先配当金が支払われた後に分配可能額があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、J種優先配当金（J種優先中間配当金を含む。）と1株につき同額に至るまで剰余金の配当（中間配当を含む。）を行うことができ、さらに分配可能額について剰余金の配当（中間配当を含む。）を行うときは、J種優先株主又はJ種登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1株につき同額の配当財産を交付する。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、J種優先株主又はJ種登録株式質権者に対し普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、J種優先株式1株につき1,000円を支払う。J種優先株主又はJ種登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

J種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 普通株式への転換を請求する権利

J種優先株主は、当会社に対して、以下に定める期間中、その有するJ種優先株式の全部又は一部を取得し、これと引換えに当会社の普通株式を交付すること（以下「転換」という。）を請求することができる。

転換を請求することができる期間

平成22年11月1日から平成32年11月1日まで

転換条件

イ. 当初交付価額

当初交付価額は、267円とする。

ロ. 転換により交付する普通株式数

転換により交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

取得と引換えに交付すべき普通株式数 = $\frac{\text{J種優先株主が取得の請求をしたJ種優先株式の払込金額}}{\text{交付価額の総額}}$

交付すべき株式数の算出に当たって1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

ハ. 交付価額の修正

交付価額は、平成19年6月4日から平成19年7月17日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値に0.9を乗じた額が、当初交付価額を下回る場合は、平成19年7月18日以降、当該平均値に0.9を乗じた額に修正される。

また、交付価額は、平成19年8月1日以降の毎年2月1日及び8月1日（以下「修正日」という。）における「修正基準価額」が、当該修正日の直前において有効な交付価額を下回る場合は、当該修正日以降、当該修正基準価額に修正される。

修正日における「修正基準価額」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額とするが、当該修正基準価額が140円（以下「下限交付価額」という。）を下回る場合には、修正後交付価額は、下限交付価額とする。

なお、提出日現在の交付価額は下限交付価額に修正されている。

ニ. 交付価額の調整

J種優先株式の発行後、株式分割や株式併合により普通株式を発行する場合その他一定の場合には交付価額は下記算式により計算される交付価額に調整されるほか、合併等により交付価額の調整を必要とする場合には必要な交付価額の調整を行う。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(5) 取得条項（強制転換）

当会社は、取得することを請求することができる期間中に取得請求のなかったJ種優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換えにJ種優先株式の払込金額相当額の総額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を対価として交付する。但し、当該平均値が下限交付価額を下回る場合には、当該平均値に代えて下限交付価額をもって計算する。前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法により取扱う。

(6) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当会社は、法令に定める場合を除き、J種優先株式について株式の併合、分割又は無償割当ては行わない。当会社はJ種優先株主には、募集株式、募集新株予約権又は募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金及び優先中間配当金の支払順位並びに残余財産の分配順位は、同順位とする。

8. J種優先株式の所有者との間の取決めの内容は次のとおりであります。

(1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

権利の行使に関する事項について、当社と各所有者との間で、特段の取決めはありません。

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社は、各所有者との間で、原則として、当社の事前の書面による承諾がない限り普通株式への取得請求権の行使が可能となる日以前に、当優先株式を売却しないことを合意しております。また、当社は、一部の所有者との間で、取得請求権の行使の結果交付を受けることとなる当社普通株式を売却することについて、事前に当社と協議を行い、所有者がその意見を斟酌しつつ適切な売却方針を策定し、当該売却方針に基づき売却を実施するよう努めることを合意しております。

9. 発行済株式のうちI種優先株式1億4,000万株は、金銭以外の財産を出資の目的としたものであり、その財産の内容及び価額は次のとおりであります。

株式会社みずほ銀行の当会社に対して有する株式会社みずほ銀行と当会社との間に次に掲げる各契約に基づく元本債権（但し、次に掲げる順序に従って元本金額の総額が140,000,000,000円に満つるまでの部分に限る。）

(1) 2006年7月26日付金銭消費貸借契約証書

(2) 2004年6月30日付金銭消費貸借契約証書

(3) 平成15年3月31日付特別当座貸越約定書（平成15年3月31日付連動金利適用に関する特約書、平成15年12月30日付変更契約証書、平成16年3月12日付変更契約証書、平成16年3月31日付変更契約証書、平成16年4月30日付変更契約証書、平成16年6月30日付変更契約証書、平成17年1月17日付変更契約証書、平成17年3月18日付変更契約証書、平成17年3月31日付変更契約証書、平成17年9月30日付変更契約証書、平成18年3月31日付変更契約証書、平成18年9月29日付変更契約証書による変更を含む。）

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年7月30日		
新株予約権の数(個)	178		
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-		
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 (注)1		
新株予約権の目的となる株式の数(株)	89,000		
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。		
新株予約権の行使期間	平成26年8月22日～平成46年8月21日		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格	500株につき	123,500円
	資本組入額	500株につき	61,750円
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。 ・本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。 		
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。		
代用払込みに関する事項	-		

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）、又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)2に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)3に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>
---------------------------------	---

- (注) 1. 普通株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載しております。
2. 以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
3. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額(但し、1円未満の端数は切り上げる。)とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第2四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る第一回J種優先株式が以下のとおり行使されております。

	第2四半期会計期間 (自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(株)	3,780,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	27,000,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	140.00
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株)	23,760,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	169,714,284
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	140.00
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成26年8月26日(注)1	普通株式 27,000	普通株式 816,193 優先株式 270,020	-	150,013	-	848
平成26年9月5日(注)2	優先株式 3,780	普通株式 816,193 優先株式 266,240	-	150,013	-	848

- (注) 1. 優先株式の取得請求権が行使されその対価として普通株式を交付したことによるものであります。
2. 自己株式(優先株式)の消却によるものであります。

(6) 【大株主の状況】

普通株式及び第一回I種優先株式並びに第一回J種優先株式の合計所有株式数の多い順上位10位は、以下のとおりであります。

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	424,974	39.26
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2丁目5番1号	215,004	19.86
東京センチュリーリース株式会社	東京都千代田区神田練堀町3番地	13,450	1.24
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	11,304	1.04
バンク オブ ニューヨーク ジー シーエム アカウツ エム エヌ オーエム (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	NOMURA HOUSE - 1 ST MARTINS LE GRAND LONDON EC 1 A 4 NP UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	10,052	0.92
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	8,607	0.79
富士通株式会社	神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	7,782	0.71
中央不動産株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番1号	7,675	0.70
日本土地建物株式会社	東京都千代田区霞が関1丁目4番1号	7,675	0.70
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	6,956	0.64
計	-	713,481	65.91

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10位は、以下のとおりであります。

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%) (注) 1
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2丁目5番1号	2,037,642	24.97
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	1,699,746	20.82
東京センチュリーリース株式会社	東京都千代田区神田練堀町3番地	134,500	1.64
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	113,043	1.38
バンク オブ ニューヨーク ジー シーエム アカウツ エム エヌ オーエム (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	NOMURA HOUSE - 1 ST MARTINS LE GRAND LONDON EC 1 A 4 NP UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	100,525	1.23
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	86,072	1.05
富士通株式会社	神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	77,822	0.95
中央不動産株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番1号	76,750	0.94
日本土地建物株式会社	東京都千代田区霞が関1丁目4番1号	76,750	0.94
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	69,566	0.85
計	-	4,472,416	54.80

(注) 1. 総株主の議決権については、「1. 株式等の状況」の「(7) 議決権の状況」の「発行済株式」に記載しております。

2. 普通株式及び第一回I種優先株式並びに第一回J種優先株式ごとの大株主の状況は、以下のとおりであります。

普通株式

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	種類ごとの発行 済株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2丁目5番1号	203,764	24.96
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	169,974	20.82
東京センチュリーリース株式会社	東京都千代田区神田練堀町3番地	13,450	1.64
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	11,304	1.38
バンク オブ ニューヨーク ジー シーエム アカウツ エム エヌ オーエム (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	NOMURA HOUSE - 1 ST MARTINS LE GRAND LONDON EC 1 A 4 NP UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	10,052	1.23
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	8,607	1.05
富士通株式会社	神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	7,782	0.95
中央不動産株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番1号	7,675	0.94
日本土地建物株式会社	東京都千代田区霞が関1丁目4番1号	7,675	0.94
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	6,956	0.85
計	-	447,241	54.79

第一回I種優先株式

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	種類ごとの発行 済株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	140,000	100.00

第一回J種優先株式

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	種類ごとの発行 済株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	115,000	91.09
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2丁目5番1号	11,240	8.90
計	-	126,240	100.00

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回I種優先株式 140,000,000 第一回J種優先株式 126,240,000	-	(注)1
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 54,100	-	(注)1
完全議決権株式(その他)	普通株式 816,030,500	8,160,305	(注)1, 2
単元未満株式	普通株式 108,818	-	(注)1, 3
発行済株式総数	1,082,433,418	-	-
総株主の議決権	-	8,160,305	-

(注)1. 株式の内容は「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載しております。

2. 株式数は、株式会社証券保管振替機構名義の株式500株を含めて記載しております。また、議決権の数は同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数5個を含めて記載しております。

3. 1単元(100株)未満の株式であります。

【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%) (注)1
株式会社オリエントコーポレーション	東京都千代田区麹町5丁目2番地1	4,100	-	4,100	0.00
株式会社JCM (注)2	東京都千代田区神田錦町3丁目13番	50,000	-	50,000	0.00
計	-	54,100	-	54,100	0.00

(注)1. 発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

2. 当社の持分法適用関連会社であります。

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動について、該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	107,927	123,534
受取手形及び売掛金	477	410
割賦売掛金	1,739,381	1,742,485
信用保証割賦売掛金	2,986,988	3,044,845
資産流動化受益債権	2,465,694	2,462,640
事業貸付金	131	97
保証事業債権	52	51
販売用不動産	1,170	1,170
その他のたな卸資産	3,969	3,841
その他	431,730	396,484
貸倒引当金	161,131	151,884
流動資産合計	4,573,393	4,620,678
固定資産		
有形固定資産	106,970	106,051
無形固定資産		
のれん	218	187
その他	70,105	74,325
無形固定資産合計	70,323	74,512
投資その他の資産	25,312	29,471
固定資産合計	202,607	210,035
繰延資産	-	57
資産合計	4,776,000	4,830,771

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	382,278	390,732
信用保証買掛金	2,986,988	3,044,845
保証事業債務	52	51
短期借入金	87,518	85,083
1年内返済予定の長期借入金	290,147	306,802
未払法人税等	1,380	687
賞与引当金	3,308	3,566
割賦利益繰延	21,015	19,989
その他	283,578	271,281
流動負債合計	4,056,266	4,123,039
固定負債		
社債	97	10,069
長期借入金	449,484	416,935
退職給付に係る負債	10,291	7,460
役員退職慰労引当金	10	15
ポイント引当金	3,906	3,906
利息返還損失引当金	20,459	19,594
その他	9,680	8,278
固定負債合計	493,929	466,260
負債合計	4,550,195	4,589,300
純資産の部		
株主資本		
資本金	150,008	150,013
資本剰余金	843	848
利益剰余金	73,398	87,374
自己株式	17	15
株主資本合計	224,232	238,220
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	331	549
繰延ヘッジ損益	222	70
為替換算調整勘定	2,154	1,179
退職給付に係る調整累計額	3,515	3,848
その他の包括利益累計額合計	1,469	3,147
新株予約権	68	68
少数株主持分	33	33
純資産合計	225,804	241,470
負債純資産合計	4,776,000	4,830,771

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第 2 四半期連結累計期間】

(単位 : 百万円)

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 9 月30日)
営業収益		
事業収益		
信販業収益	1 92,778	1 94,089
その他の事業収益	4,682	4,201
事業収益合計	97,460	98,290
金融収益	333	405
その他の営業収益	4,152	2,856
営業収益合計	101,947	101,552
営業費用		
販売費及び一般管理費	2 77,287	2 83,146
金融費用	7,400	6,651
その他の営業費用	1,432	111
営業費用合計	86,119	89,910
営業利益	15,827	11,642
経常利益	15,827	11,642
特別利益		
投資有価証券売却益	404	18
特別利益合計	404	18
特別損失		
有形固定資産売却損	-	6
有形固定資産除却損	47	7
投資有価証券売却損	82	-
その他の投資売却損	-	21
投資有価証券評価損	0	1
出資金評価損	-	2
その他の投資評価損	-	104
特別損失合計	130	142
税金等調整前四半期純利益	16,101	11,517
法人税、住民税及び事業税	270	453
法人税等調整額	1,631	852
法人税等合計	1,902	398
少数株主損益調整前四半期純利益	14,199	11,916
少数株主利益又は少数株主損失 ()	0	0
四半期純利益	14,200	11,916

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	14,199	11,916
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	44	216
繰延ヘッジ損益	148	152
為替換算調整勘定	563	974
退職給付に係る調整額	-	333
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	757	1,677
四半期包括利益	14,957	13,594
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	14,956	13,594
少数株主に係る四半期包括利益	0	0

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	16,101	11,517
減価償却費	6,242	5,550
貸倒引当金の増減額(は減少)	6,166	9,246
賞与引当金の増減額(は減少)	65	258
退職給付引当金の増減額(は減少)	23	-
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	-	524
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	9,071	864
受取利息及び受取配当金	92	94
支払利息	7,083	6,411
売上債権の増減額(は増加)	127,682	58,802
たな卸資産の増減額(は増加)	1,365	127
仕入債務の増減額(は減少)	114,121	66,310
割賦利益繰延の増減額(は減少)	2,042	1,025
その他の資産の増減額(は増加)	15,559	3,285
その他の負債の増減額(は減少)	3,212	2,073
その他	491	129
小計	8,806	24,846
利息及び配当金の受取額	215	275
利息の支払額	6,804	6,363
法人税等の支払額	279	1,039
営業活動によるキャッシュ・フロー	15,675	17,719
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	13,495	-
定期預金の払戻による収入	-	15,125
有形及び無形固定資産の取得による支出	7,384	8,065
投資有価証券の取得による支出	0	10
投資有価証券の売却による収入	771	28
その他	428	713
投資活動によるキャッシュ・フロー	20,537	6,363
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	7,763	2,435
コマーシャル・ペーパーの純増減額(は減少)	9,200	13,900
長期借入れによる収入	150,090	136,599
長期借入金の返済による支出	180,967	152,493
社債の発行による収入	-	9,939
ファイナンス・リース債務の返済による支出	2,485	2,404
セール・アンド・リースバックによる収入	512	414
その他	29	28
財務活動によるキャッシュ・フロー	15,916	24,307
現金及び現金同等物に係る換算差額	462	25
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	51,665	198
現金及び現金同等物の期首残高	150,638	123,131
現金及び現金同等物の四半期末残高	98,972	122,932

【注記事項】

(会計方針の変更)

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第2四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第2四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が2,188百万円減少し、利益剰余金が2,061百万円増加しております。なお、これによる損益に与える影響額は軽微であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

- ローンカード及びクレジットカードに付帯するキャッシングサービスにおいて、顧客に付与した限度額のうち、当第2四半期連結会計期間末における未実行残高(流動化したものを含む)は、次のとおりであります。
なお、当該契約には信用状況の変化、その他相当の事由があるときは、貸出の中止ができる旨定められており、必ずしもこの未実行残高のすべてが実行されるものではありません。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
未実行残高	1,948,636百万円	1,810,839百万円

- 割賦売掛金を流動化したことに伴い保有する信託受益権等の債権であります。

- その他のたな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
商品及び製品	959百万円	841百万円

- 保証債務

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
当社従業員の金融機関からの住宅借入金に対する保証	1,747百万円	1,446百万円

(四半期連結損益計算書関係)

1. 信販業収益の内訳

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
包括信用購入あっせん収益	18,407百万円	20,049百万円
個別信用購入あっせん収益	16,005	21,762
信用保証収益	39,888	36,333
融資収益	17,240	14,706
その他	1,234	1,237
合計	92,778	94,089

(注) 各部門収益には、割賦売掛金の流動化による収益が次のとおり含まれております。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
包括信用購入あっせん収益	6,211百万円	7,857百万円
個別信用購入あっせん収益	7,145	12,192
融資収益	9,808	8,027
計	23,164	28,077

2. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
貸倒引当金繰入額	18,635百万円	17,713百万円
利息返還損失引当金繰入額	-	7,111
従業員給料及び手当	14,307	13,785
退職給付費用	1,727	1,610
賞与引当金繰入額	3,248	3,419
ポイント引当金繰入額	1,848	1,639

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
現金及び預金	97,470百万円	123,534百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	13,495	601
流動資産のその他に含まれる短期貸付金	14,997	-
現金及び現金同等物	98,972	122,932

(株主資本等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計
	個品割賦	カード・融資	銀行保証	計		
営業収益						
外部顧客に対する 営業収益 (注)2	39,964	35,434	15,036	90,435	7,025	97,460
セグメント間の内部 売上高又は振替高	0	0	-	0	3,603	3,604
計	39,964	35,435	15,036	90,436	10,629	101,065
セグメント利益	31,676	24,332	9,803	65,811	2,063	67,875

(注)1. その他の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、現在新規取扱のない住宅ローン及びサービス等の事業を含んでおります。

2. 報告セグメントの外部顧客に対する営業収益に含まれる主な部門収益は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	金額
個品割賦事業	
個別信用購入あっせん収益	15,904
信用保証収益	24,060
カード・融資事業	
包括信用購入あっせん収益	18,407
融資収益	17,026
銀行保証事業	
信用保証収益	15,036

2. 報告セグメントの利益の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	65,811
「その他」の区分の利益	2,063
全社費用等 (注)	48,769
その他	3,277
四半期連結損益計算書の営業利益	15,827

(注) 全社費用等の主なものは、貸倒引当金繰入額を除く販売費及び一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間（自平成26年4月1日至平成26年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注)1	合計
	個品割賦	カード・融資	銀行保証	計		
営業収益						
外部顧客に対する 営業収益 (注)2	41,664	34,574	15,626	91,865	6,424	98,290
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	0	-	0	3,602	3,602
計	41,664	34,575	15,626	91,866	10,026	101,893
セグメント利益	33,734	24,396	10,453	68,584	2,412	70,996

(注)1. その他の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、現在新規取扱のない住宅ローン及びサービス等の事業を含んでおります。

2. 報告セグメントの外部顧客に対する営業収益に含まれる主な部門収益は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	金額
個品割賦事業	
個別信用購入あっせん収益	21,675
信用保証収益	19,988
カード・融資事業	
包括信用購入あっせん収益	20,049
融資収益	14,525
銀行保証事業	
信用保証収益	15,626

2. 報告セグメントの利益の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	68,584
「その他」の区分の利益	2,412
全社費用等 (注)	56,049
その他	3,304
四半期連結損益計算書の営業利益	11,642

(注) 全社費用等の主なものは、貸倒引当金繰入額を除く販売費及び一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため記載しておりません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

すべてヘッジ会計を適用しているため記載しておりません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	18円74銭	15円00銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	14,200	11,916
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	14,200	11,916
普通株式の期中平均株式数(千株)	757,920	794,464
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	8円26銭	6円93銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	960,542	924,082
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	算定に含めなかった潜在株式及び変動はありません。	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月10日

株式会社オリエントコーポレーション
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大坂谷 卓 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 信彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オリエントコーポレーションの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オリエントコーポレーション及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。